

第十一章 三池CO闘争

く死者458名、

CO中毒患者839名を出した

未曾有の大災害く

司会（佐久間）…第十一章 三池CO
闘争を東京三多摩県協の槍崎文雄さん
にレポートしていただき、同時に炭鉱
に生まれ育った古賀保行さんからも報
告していただき学習交流したいと思
います。

槍崎…テキストに沿ってレポートしま
す。

「炭鉱は閉じても私たちは決して
忘れない」く三池炭鉱ドキュメ
ントから抜粋

1997年3月30日、三池炭鉱が
閉山。その4カ月前、同鉱の歴史上
で最も深刻な事故となった、「1996
3年炭塵爆発」の被災者（一酸化炭素
中毒患者、以下CO中毒患者と略す）
の集団検診が行われました。

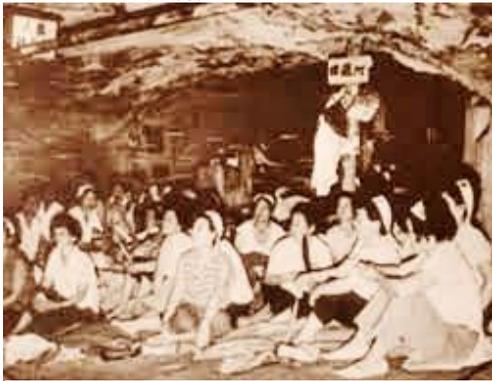
死者458名のほか、CO中毒患者
839名を出したこの事故では、うち
7百余名は、事故から3年後に「治癒」
と医学的に判定されました。しかし、

彼らは本当に治癒していたらうか。
閉山という節目に、彼らのその後の健
康状態を知ることが検診の目的であり
ました。

熊本大学神経精神科が10年目まで
をフォローした集団検診。同大の原田
正純医師が独自に行った訪問診療。こ
の閉山検診は両調査が合流したことで、
世界では他に例のない長期的追跡調査
となりました。

特筆すべきことは、33年前の事故
直後に患者を診察したのと同じ6名の
医師が閉山健診を担当したこと、及び、
MRI（磁気に対する脳の反応画像）

◆みんなの学習講座



CO特別立法の通過を願う
坑底で座り込む女性たち 1967年7月

が導入されたことです。その結果、医師団は「CO中毒後遺症に老化が相乗的に作用して、症状の悪化が認められる」とはじめて深刻な実態を明らかにして30年前の「治癒」判定を全面的に否定したのです。

無残にも、被災した坑夫たちは、30年間にわたって「忘れられた患者」

であったことがわかったのです。

スクラップ・アンド・ビルド 政策は何をもたらしただのか

1952年、53年の国内炭の価格はアメリカの4倍。国内炭の炭価を引き下げるための次の政策が、1955年の「石炭鉱業合理化臨時措置法」です。同法の戦略は、非効率鉱を政府が買い上げて高能率鉱のコスト平均を20%下げること、石油及び輸入炭の価格競争を可能にすることを建前としていました。

これは現実には中小炭鉱のスクラップ化による大手炭鉱の生き残り政策で、中小炭鉱をかかえる筑豊にとっては、「同法は大手の生産カルテルであり、無謀な大量棄民政策」であることが明らかでした。事実、1960年までに200鉱を閉山に追い込み、2万5000名の炭鉱棄民を生み出すことによ

って大手炭鉱は生き延びたのでした。炭鉱スクラップの嵐が吹き荒れた1955年から最後の炭鉱が閉山した1973年までの、筑豊における災害統計は、鉱山保安局年報によれば、「死者」2343名、2週間以上休業の「重症者」441名、2週間未満休業の「軽症者」1300名にも、昇っているのです。

挫折した炭鉱保安

三池炭塵爆発事故

1993年3月26日福岡地方裁判所は炭鉱災害史上初めて炭鉱夫（原告）勝訴の判決を出しました。原告の三池炭鉱夫、松尾修・村上正光・大坪金章・藤木又義さんらは、1963年に起きた三池炭鉱大爆発で被災し、その3年後に労災医師から「治癒」と判定されました。

しかし、その後もCO中毒の後遺症

が悪化し続けて、社会生活への復帰が絶望的となった時には、すでに災害から9年が過ぎていました。

そのため、1972年三井鉱山（のちの三井石炭鉱業）に対して損害賠償請求を提訴しました。そのおおよそ20年後、判決は三井鉱山の保安管理違反を認め、松尾修さんに140万円、村上正光さんらに280万円の賠償金の支払いを命じました。

裁判で炭鉱夫側が勝利した決定的要因は、司法調査で原因調査に携わった鑑定人・荒木忍さんを原告側証人として迎えて、事故原因を立証したことでした。

司会（佐久間）…続けて古賀さん、お願いします。

古賀…「三池CO闘争」について、ごく一部ですが、労災の原因とその補償を求めたたたかについて、短くまとめました。

安全なくして労働なし、

抵抗なくして安全なし

三井三池炭鉱での炭塵爆発の背景には、海外炭や石油と比較してコスト高な国内炭生産の徹底した合理化政策がありました。政府、独占資本は一体となつて「石炭鉱業合理化臨時措置法」により中小炭鉱のスクラップを実施して約200鉱を閉山させました。

一方、大手炭鉱においてもコストカットの一環で「保安サボ」まで行つた結果の大災害でした。そして三池闘争敗北で三池労組が弱体化された中での大災害でした。

「安全なくして労働なし」「抵抗なくして安全なし」という三池労組のスローガンの正しさを証明する出来事でした。

起るべくして起きた人災

労働安全衛生の考え方の中には有名な「ハイリツヒの法則」（1：29：300）というのがあります。300件の軽微な事故の中には29件の軽傷事故、そして1件の死亡につながる重大事故が発生するということです。

「筑豊炭田」における20年足らずの統計データが紹介され「死亡2340人、重傷者441人、軽傷者1300人」という平均的な法則以上の危険と隣り合わせの産業であつて「安全のコストカット」など1ミリもあつてはならない職場なのです。

私事ですが「2343人」のうちの1人は私の祖父であり、「1300人」のうちの1人は父です。

完治してなくても

「治癒認定」？

また、この中にCO患者の大多数が

◆みんなの学習講座



「勝訴」の判決に沸く三池CO訴訟の原告団

1993年3月26日

3年後には「治癒認定」されたという話がでてきます。通常「治癒認定」がされれば労災上の「治療」は終了し、その後の通院（入院）治療は自己負担となり後遺症に対する「障害補償給付」がされるだけです。現行の労災保険上は、これ以上の改善が期待できないと判断されると「症状固定」＝「治癒認

定」という扱いをされます。これが現行法の限界なのです。

現行法を突破する

「CO特別立法」

三池労組は第二組合にも呼びかけますが、「事故を争いに利用したくない」と共闘を断られます。組合のたたかいの目的は、災害における会社の責任追及、十分な遺族補償、定年までの雇職場の確保、治療の継続です。三池労組の被災者は症状を正しく主張しました。これに対して会社は、要求を受け入れようとはしませんでした。

三池労組は、全国オールドや社会党を通じて国会にも働きかけて「CO特別立法」を実現させて現行法を上まわる成果を勝ち取りました。裁判で会社の刑事責任を認められませんでした。民事裁判で会社の責任を認めさせることが出来ました。

あきらめない三池労組の粘り強い闘いが医療関係者も含めた多くの仲間との共感呼び起こした成果です。

司会（佐久間）：槍崎さんからテキストのレポート、古賀さんからの報告を受けましたが、質問、意見を出してください。

渡部：三池炭鉱下キュメントからの抜粋とテキストに書いてありますが、どんなものだったんですか。

槍崎：映画『三池終わらない炭鉱（やま）の物語』（熊谷博子監督）のことだとすれば、近代化を支えた炭鉱の過酷な労働環境、労働者の生活、三池争議、炭塵爆発などが描かれています。

私の祖父は、落盤事故で亡くなる

田口：古賀さんのおじいさんが亡くなった原因は何ですか。

古賀：三池炭鉱は、有明海の沿岸部の

概ね大牟田市（福岡県）と荒尾市（熊本県）にまたがる地域にありました。

第十一章に出てくるのは「筑豊における災害統計」です。筑豊は福岡県の中央部に位置する盆地で飯塚市・直方市・田川市などの産炭地で「筑豊炭田」と言われました。

私の祖父は、その筑豊の住友忠隈炭鉱（現在の飯塚市）で落盤事故により亡くなりました。

柳澤：三池大爆発事故があった当時の記憶は、ありますか。

古賀：三池炭鉱の大爆発事故は同じ炭鉱ではありながらも多少離れていたのに関心は薄く、当時小学生低学年の私の記憶はありません。大人たちも同じではなかったのではないのでしょうか。その2年後の1965年のやはり筑豊の三井山野炭鉱（飯塚市に隣接する現在の嘉麻市）でガス爆発事故が発生し237人もの命が奪われるまでは。

島田：2年後の三井山野炭鉱でのガス

爆発のことは、覚えていますか。

古賀：事故当日は、近しい人の安否確認などで大人たちが夜遅くまで動いていたのを小学生だった私も覚えていました。

私の伯父もここで働いていたので、うちの家族は心配しましたが、入坑時間がずれていて事故から免れました。でも近所の同級生はこの事故で父親を失いました。

磯部：お父さんは、どんな働き方をしていたのですか。

炭鉱はブラック企業

古賀：私の父は、祖父と同じ忠隈炭鉱で働いていました。職場が近いため昇坑後の入浴をせずに直帰することが多く、マスクなどで覆った目・鼻・口以外の顔を炭塵で真っ黒になっていました。今では死語ですが、まさに「真っ黒になって」働いていました。そう

いう意味では炭鉱は今の言葉に直すと「ブラック企業」でした。

島田：お父さんから労働組合の話は聞いていますか。

古賀：労働者は労働力を売っても生命までは売っていないことは当然ですが、安全が軽視され死と隣り合わせの職場であったことは事実です。当時、父から忠隈炭鉱や山野炭鉱での労働組合の話などは聞くことがほとんどありませんでした。

こうした三池炭鉱労組との違いが三池からわずか2年後に大きな災害を招いたのかも知れません。もちろん責任は利潤追求のために安全を軽視した三井資本にあります。

渡部：お父さんの怪我の原因は、なんでしたか。

古賀：父は忠隈炭鉱が閉山したのち災害から間もない山野炭鉱に移りましたが、そこでは落盤事故に遭いました。しかし救出され助かりました。

◆みんなの学習講座



第53回三池大災害抗議集会

熊本県荒尾市 2016年11月6日

こんなところでは働くな

磯部：お父さんは、炭鉱のことをどう言われていましたか。

古賀：山野炭鉱も閉山し、父は転々としてます。三井三池炭鉱（有明鉱）の次は発破技師として採石所へと。三池炭鉱を辞めて半年後、有明鉱では坑内火

災が発生し83人が命を落としました。

健康で働き定年を迎えることは炭鉱では普通と言える職場ではありませんでした。だから、私に父は「こんなところでは働くな」と、常日頃言っていました。

司会（佐久間）：古賀さんが、成人して三池の闘いについて、どうゆう風に関わりを持つことになったのですか。

古賀：私が、父の職場について考えさせられるようになったのは、三池CO共闘の運動に関わってからです。

11・9三池大災害現地集会にも行きましたし、三池に民泊して交流して学んで来ました。

三池CO裁判の判決も福岡地裁で傍聴し、判決に基づき賠償金差押えのため裁判所の執行官と共に三井鉱山に行くときも同行しました。

数えていませんが、三池には少なくとも10回以上足を運び学んできました。

島田：三池CO共闘会議は、どんな組織でしたか。

芳賀：資本主義合理化は、必ず人殺しになる。それが炭塵爆発になった。その人の家族や患者だけがかわいそうだから支援するということでなくて、あなたたちの職場であつても紙一重の実態にあるんじゃないですか。そういうことで生活職場の見直しが必要だと、何回も川野さんたちは、三池の家族から聞いたということです。

司会（佐久間）：どうもありがとうございます。ございました。

今回は、第十一章 三池CO闘争について、槍崎さんからのレポート、現地で生まれ育った古賀さんのお話を聞きながら学習を進めてきました。

次回は、第十二章 やがてくる日にです。東京東部県協の島田さんからレポートしていただき最後のまとめとしていきたいと思えます。